

別表8 水質検査項目と検査頻度

項目	区分	法令・施行規則に基づく検査頻度(給水栓)	検査頻度の減	省略可否	測定地点・頻度(年間)					
					北辰ダム原水	萩ヶ丘系給水栓水	沼川第一系給水栓水	沼川第二系給水栓水	東浦簡易水道原水	東浦簡易水道給水栓水
色	毎日検査	毎日	不可	不可	-	毎日	毎日	毎日	-	毎日
濁り		毎日	不可	不可	-	毎日	毎日	毎日	-	毎日
消毒の残留効果		毎日	不可	不可	-	毎日	毎日	毎日	-	毎日
一般細菌	省略不可能項目	12回/年	不可	不可	12	12	12	12	12	12
大腸菌		12回/年	不可	不可	12	12	12	12	12	12
塩化物イオン		12回/年	注3	不可	12	12	12	12	12	12
有機物(全有機物炭素TOCの量)		12回/年	注3	不可	12	12	12	12	12	12
PH値		12回/年	注3	不可	12	12	12	12	12	12
味		12回/年	注3	不可	-	12	12	12	-	12
臭気		12回/年	注3	不可	12	12	12	12	12	12
色度		12回/年	注3	不可	12	12	12	12	12	12
濁度		12回/年	注3	不可	12	12	12	12	12	12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		4回/年	注2	不可	6	6	4	4	1	4
亜硝酸態窒素		4回/年	注2	不可	6	6	4	4	1	4
シアン化物イオン及び塩化シアン		4回/年	不可	不可	6	6	4	4	1	4
塩素酸		4回/年	不可	不可	-	6	4	4	-	4
臭素酸		4回/年	不可	注4	-	6	4	4	-	4
クロロホルム		4回/年	不可	不可	-	6	4	4	-	4
ジブロモクロロメタン		4回/年	不可	不可	-	6	4	4	-	4
プロモジクロロメタン		4回/年	不可	不可	-	6	4	4	-	4
プロモホルム		4回/年	不可	不可	-	6	4	4	-	4
総トリハロメタン		4回/年	不可	不可	-	6	4	4	-	4
クロロ酢酸		4回/年	不可	不可	-	6	4	4	-	4
ジクロロ酢酸	4回/年	不可	不可	-	6	4	4	-	4	
トリクロロ酢酸	4回/年	不可	不可	-	6	4	4	-	4	
ホルムアルデヒド	4回/年	不可	不可	-	6	4	4	-	4	
六価クロム化合物	溶出・付加項目	4回/年	注2	可	6	6	4	4	1	1
鉛及びその化合物		4回/年	注2	可	6	6	4	4	1	1
亜鉛及びその化合物		4回/年	注2	注5	6	6	4	4	1	1
アルミニウム及びその化合物		4回/年	注2	注5	6	6	4	4	1	1
鉄及びその化合物		4回/年	注2	注5	12	6	4	4	12	4
銅及びその化合物		4回/年	注2	注5	6	6	4	4	1	1
四塩化炭素	地下水水源項目	4回/年	注2	注6	6	6	4	4	1	1
1,4-ジオキサン		4回/年	注2	注6	6	6	4	4	1	1
シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン		4回/年	注2	注6	6	6	4	4	1	1
ジクロロメタン		4回/年	注2	注6	6	6	4	4	1	1
テトラクロロエチレン		4回/年	注2	注6	6	6	4	4	1	1
トリクロロエチレン		4回/年	注2	注6	6	6	4	4	1	1
ベンゼン		4回/年	注2	注6	6	6	4	4	1	1
ジェオスミン	停滞水	注1	不可	注7	6	9	8	8	1	1
2-メチルイソボルネオール		注1	不可	注7	6	9	8	8	1	1
ホウ素及びその化合物	海水	4回/年	注2	注4	6	6	4	4	1	1
カドミウム及びその化合物	原水状況項目	4回/年	注2	注4	6	6	4	4	1	1
水銀及びその化合物		4回/年	注2	注4	6	6	4	4	1	1
セレン及びその化合物		4回/年	注2	注4	6	6	4	4	1	1
ヒ素及びその化合物		4回/年	注2	注4	6	6	4	4	1	1
フッ素及びその化合物		4回/年	注2	注4	6	6	4	4	1	1
カルシウム、マグネシウム等(硬度)		4回/年	注2	注4	6	6	4	4	1	1
ナトリウム及びその化合物		4回/年	注2	注4	6	6	4	4	1	1
マンガン及びその化合物		4回/年	注2	注4	6	6	4	4	1	1
陰イオン界面活性剤		4回/年	注2	注4	6	6	4	4	1	1
非イオン界面活性剤		4回/年	注2	注4	6	6	4	4	1	1
フェノール類		4回/年	注2	注4	6	6	4	4	1	1
蒸発残留物		4回/年	注2	注4	6	6	4	4	1	4
嫌気性芽胞菌(クリプトスポリジウム指標菌)		-	-	-	6	-	-	-	6	-
クリプトスポリジウム		-	-	-	1	-	-	-	1	-
ジアリシア	-	-	-	1	-	-	-	1	-	

※注意書きは次頁に記載。

注1) おおむね1月に1回以上(左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要が無いことが明らかであると認められる期間を除く)

注2) 原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。

注3) 連続的に計測及び記録がなされている場合はおおむね3月に1回以上まで検査頻度を減らすことが可能。ただし、塩素酸はオゾン処理や消毒に次亜塩素酸を用いる場合、また、ホウ素及びその化合物は海水を原水とする場合は、省略不可。

注4) 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要ないことが明らかであると認められた場合は、省略可。

注5) 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要ないことが明らかであると認められた場合は、省略可。

注6) 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地トを水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む)を勘案し、検査を行う必要ないことが明らかであると認められた場合は、省略可。

注7) 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む)を勘案し、検査を行う必要ないことが明らかであると認められた場合は、省略可。

別表8-3 水質検査計画（沼川第一・第二浄水場系 浄水）

	定期検査項目	浄水検査												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物		○			○			○				○	
4	水銀及びその化合物		○			○			○				○	
5	セレン及びその化合物		○			○			○				○	
6	鉛及びその化合物		○			○			○				○	
7	ヒ素及びその化合物		○			○			○				○	
8	六価クロム化合物		○			○			○				○	
9	亜硝酸態窒素		○			○			○				○	
10	シアンイオン及び塩化シアン		○			○			○				○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○				○	
12	フッ素及びその化合物		○			○			○				○	
13	ホウ素及びその化合物		○			○			○				○	
14	四塩化炭素		○			○			○				○	
15	1, 4-ジオキサン		○			○			○				○	
16	シス1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン		○			○			○				○	
17	ジクロロメタン		○			○			○				○	
18	テトラクロロエチレン		○			○			○				○	
19	トリクロロエチレン		○			○			○				○	
20	ベンゼン		○			○			○				○	
21	塩素酸		○			○			○				○	
22	クロロ酢酸		○			○			○				○	
23	クロロホルム		○			○			○				○	
24	ジクロロ酢酸		○			○			○				○	
25	ジブromokロロメタン		○			○			○				○	
26	臭素酸		○			○			○				○	
27	総トリハロメタン		○			○			○				○	
28	トリクロロ酢酸		○			○			○				○	
29	ブromोजクロロメタン		○			○			○				○	
30	ブromホルム		○			○			○				○	
31	ホルムアルデヒド		○			○			○				○	
32	亜鉛及びその化合物		○			○			○				○	
33	アルミニウム及びその化合物		○			○			○				○	
34	鉄及びその化合物		○			○			○				○	
35	銅及びその化合物		○			○			○				○	
36	ナトリウム及びその化合物		○			○			○				○	
37	マンガン及びその化合物		○			○			○				○	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		○			○			○				○	
40	蒸発残留物		○			○			○				○	
41	陰イオン界面活性剤		○			○			○				○	
42	ジェオスミン		○	○	○	○	○	○	○				○	
43	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○	○	○				○	
44	非イオン界面活性剤		○			○			○				○	
45	フェノール類		○			○			○				○	
46	有機物（全有機炭素の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
47	PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	項目数	9	51	11	11	51	11	11	51	9	9	51	9	
	水質管理設定項目					○								

別表8-7 水質検査計画（管理目標設定項目、水源（ダム）、浄水場）

水質管理目標設定項目（萩ヶ丘浄水場、沼川第一浄水場、沼川第二浄水場、東浦簡易水道）

	検査項目	原水	浄水
1	アンチモン及びその化合物	○	○
2	ウラン及びその化合物	○	○
3	ニッケル及びその化合物	○	○
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	○	○
13	ジクロロアセトニトリル		○
14	抱水クロラール		○
27	腐食性（ランゲリア指数）	○	○
28	従属栄養細菌		○

北辰ダム水源水質検査（6月～10月実施）

検査項目	定点3	定点5	定点8	定点10	取水塔
一般細菌	○	○	○	○	
大腸菌	○	○	○	○	
鉄及びその化合物	○	○	○	○	
マンガン及びその化合物	○	○	○	○	
全リン	○	○	○	○	
全窒素	○	○	○	○	
浮遊物質（SS）	○	○	○	○	
水温	○	○	○		○
濁度	○	○	○		○
PH	○	○	○		○
臭気	○	○	○		○
溶存酸素（DO）	○	○	○		○

自主水質検査（萩ヶ丘浄水場）

毎日検査

検査項目	原水	沈殿水	ろ過水	浄水	配水
水温	○	○	○	○	○
PH	○	○	○	○	○
色度	○	○	○	○	○
濁度	○	○	○	○	○
アルカリ度	○	○	○	○	○
塩化物イオン	○	○	○	○	○
COD	○	○	○	○	○
臭気	○	○	○	○	○
味				○	○
残留塩素				○	○

別表8-8 水質検査計画 (排水処理施設 放流水) 検査頻度1回/年

検査項目	水質汚濁法防止法 第3条第1項による排水基準		
PH	海域以外の公共水域に排水される5.8以上8.6未満		
SS	200 (150)		mg/l
CODMn	160 (120)		mg/l
BOD	160 (120)		mg/l
大腸菌群数	3000		CFU/ml
全窒素	120 (60)		mg/l
全リン	16 (8)		mg/l
アンモニア、亜硝酸、硝酸化合物	100		mg/l
トリクロロエチレン	0.3		mg/l
テトラクロロエチレン	0.1		mg/l
ジクロロメタン	0.2		mg/l
四塩化炭素	0.02		mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.04		mg/l
1,1-ジクロロエチレン	0.2		mg/l
シス-1,2トリクロロエタン	0.4		mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	3		mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.06		mg/l
1,3ジクロロプロパン	0.02		mg/l
ベンゼン	0.1		mg/l
1,4-ジオキサン	0.5		mg/l
シマジン	0.03		mg/l
チオベンカルブ	0.2		mg/l
チウラム	0.06		mg/l
ハウ素	海域230	海域以外10	mg/l
セレン	0.1		mg/l
ヒ素	0.1		mg/l
亜鉛	2		mg/l
銅	3		mg/l
カドミウム	0.1		mg/l
鉛	0.1		mg/l
総クロム	2		mg/l
六価クロム	0.5		mg/l
溶解性マンガン	10		mg/l
溶解性鉄	10		mg/l
総水銀	0.005		mg/l
アルキル水銀	検出されないこと		
PCB	0.003		mg/l
有機リン化合物	1		mg/l
フェノール類	5		mg/l
シアン	1		mg/l
フッ素	海域15	海域以外8	mg/l
ヘキサン抽出物質 (鉱物油)	5		mg/l
ヘキサン抽出物質 (動植物油)	30		mg/l

() 内は日間平均